

## 日吉地区乗り合いタクシーの廃止届及び登録申請について

### 1 内容

加西市北部の日吉地区を運行する日吉地区乗り合いタクシーについて、運営主体である日吉地区ふるさと創造会議の NPO 法人化に伴い、現登録の有効期限である令和 6 年 3 月 27 日をもって自家用有償旅客運送を廃止し、同日付けで業務を引き継いだ新団体での登録申請を行います。

### 2 廃止を行う団体等

団体名称 日吉地区ふるさと創造会議 会長 松尾 認  
 登録番号 神兵交第 10 号  
 種 別 交通空白地有償運送  
 廃 止 日 令和 6 年 3 月 27 日

### 3 新たに登録を行う名称等

特定非営利活動法人日吉の輪 理事 松尾 認  
 兵庫県加西市西野々 80 番地

### 4 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

### 5 運送の区域

加西市日吉地区全域並びに殿原町の一部（中富口バス停、ブチマルシェバス停）及び都染町の一部（高速泉バス停）

### 6 利用状況（参考）

	R3 年度※1	R4 年度	R5 年度※2
運行日数	4 日	243 日	194 日
年間利用者数	4 人	685 人	741 人
1 日当たり利用者数	1.0 人/日	2.8 人/日	3.8 人/日

※1 R4.3.28 試験運行開始（R4.5.2～本格運行）

※2 R5 年度の利用状況は、R5 年 12 月末時点

令和6年 月 日

神戸運輸監理部長 殿

名 称：日吉地区ふるさと創造会議  
住 所：加西市山田町564  
代表者氏名：会長 松尾 認

自家用有償旅客運送の廃止届

この度、令和4年3月7日付神兵交第10号により登録を受けた自家用有償旅客運送を廃止しましたので、道路運送法第79条の11の規定により、下記のとおり届出いたします。

記

1. 名称及び住所並びに代表者名

名 称：日吉地区ふるさと創造会議  
住 所：加西市山田町564  
代表者名：会長 松尾 認

2. 登録番号

神兵交第10号

3. 自家用有償運送の種別

交通空白地有償輸送

4. 廃止した日

令和6年3月27日

5. 廃止した理由

日吉地区において日吉地区ふるさと創造会議に代わる団体として、特定非営利活動法人日吉の輪が設立され、これまでの同会議において実施していた事業を引き継ぐこととなったため。

添付書類：自家用有償旅客運送者登録証（許可書）

## 自家用有償旅客運送者登録証

道路運送法第79条の3に基づき、下記のとおり自家用有償旅客運送者として登録を行ったことを証する。

記

1. 登録番号

神兵交第10号

2. 登録の有効期間

令和4年3月28日 から 令和6年3月27日

3. 名称、住所、代表者氏名

日吉地区ふるさと創造会議  
兵庫県加西市山田町564  
会長 松尾 認

4. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

5. 運送の区域

加西市日吉地区全域及び殿原町の一部(中富口バス停、プチマル  
シェバス停)並びに都染町の一部(高速泉バス停)

6. 運送の区域事業者協力型自家用有償旅客運送の場合にあつては、協力事業者の氏名又は名称及び住所

7. 登録に付す条件

申請時において要件を備えていない運転者がいる場合には要件の確保の措置が講じられるまで当該運転者に運転させないこと。

令和4年3月7日

神戸運輸監理部長 石原 彰



令和6年1月15日

神戸運輸監理部長 殿

名 称 特定非営利活動法人日吉の輪  
 住 所 加西市西野々町80番地  
 代表者の氏名 理事 松尾 認

## 自家用有償旅客運送の登録の申請

このたび、自家用有償旅客運送の登録を受けたいので、道路運送法第79条の2の規定に基づき、下記のとおり申請します。

## 記

## 1. 名称、住所、代表者の氏名

名称 特定非営利活動法人日吉の輪  
 住所 加西市西野々町80番地  
 代表者 理事 松尾 認

## 2. 自家用有償旅客運送の種別

交通空白地有償運送

## 3. 路線又は運送の区域

## (1) 路線

	起 点	主たる経過地	終 点	キ ロ 程
1				
2				
3				
4				
5				

## (2) 運送の区域

区 域	備 考
加西市日吉地区全域並びに殿原町の一部及び都染町の一部	日吉地区全域（甲和泉町、乙和泉町、河内町、山田町、野上町、池上町、西野々町、島町、満久町）並びに殿原町の一部（中富口バス停、プチマルシェバス停）及び都染町の一部（高速泉バス停）

4. 事務所の名称及び位置

事務所の名称	位 置
ひよタク事務所	加西市西野々町80番地

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	保有区分	バ ス		普通自動車 (軽)		合 計	
			※		※		※
ひよタク事務所	保有			0 (0)		0	
	持込		※	2 (2)	※ (0)	2	※ 0
	合計	0		2 (2)		2	

軽自動車については、( ) 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記載すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

日吉地区の住民及びその家族
---------------

7. 路線又は運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

一乗車200円 (保護者同伴の未就学児は無料)
----------------------------

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 路線図
- (3) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (4) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (5) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権原を証する書類
- (6) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (7) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (8) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (9) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (10) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類

令和 年 月 日

神戸運輸監理部長 殿

## 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類（案）

申請のあった自家用有償旅客運送については、下記のとおり地域公共交通会議等において、一般旅客自動車運送事業者によることが困難であり、かつ、地域住民等の旅客輸送を確保するために必要であるとの協議が調ったので、その旨証明します。

## 記

- 1 自家用有償旅客運送の種別  
交通空白地有償運送
- 2 地域公共交通会議等の名称及び対象市町村  
(名称) 加西市公共交通活性化協議会  
  
(対象市町村) 加西市
- 3 地域公共交通会議等にて協議が調った年月日  
令和6年1月25日
- 4 運送主体の名称、住所、代表者の氏名  
特定非営利活動法人日吉の輪 加西市西野々町80 理事 松尾 認
- 5 調った協議の内容
  - (1) 路線又は運送の区域  
加西市日吉地区全域並びに殿原町の一部（中富口バス停、プチマルシェバス停）  
及び都染町の一部（高速泉バス停）
  - (2) 旅客から収受する対価（対価の内容を添付すること）  
一乗車200円
  - (3) 運送しようとする旅客の範囲  
日吉地区の住民及びその家族
- 6 その他特記事項

令和 年 月 日

加西市公共交通活性化協議会 会長 井上 利八

